

平成18年12月12日
(照 会 先)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室
室長補佐 渡辺 幹司(内7894)
調整係長 小島 裕司(内7799)
代表 03-5253-1111 直通 03-3595-2166

児童虐待防止法等に基づく立入調査等の状況について

平成16年に児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)及び児童福祉法が改正されたが、本資料では、改正後の児童虐待防止法等に基づく立入調査等の状況についてとりまとめた。

本資料は、①「平成17年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」(厚生労働省)「以下「福祉行政報告例」という。」、②「児童虐待の防止等に関する制度の施行状況調査」(厚生労働省)から関連するデータを整理、要約したものである。(各調査とも、対象期間は特段の言及がない場合は、平成17年4月1日から平成18年3月31日となっている)。

なお、参考として、厚生労働省が協力して実施した、「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究」((財)こども未来財団平成17年度児童関連サービス調査研究等事業(日本子ども家庭総合研究所 主任研究者:才村 純))(以下「こども未来財団調査」という。)等から関連するデータを記載している。

1. 児童虐待の相談対応件数について

福祉行政報告例によると、児童相談所が対応した児童虐待の相談対応は34,472件で、虐待相談の内容は、身体的虐待が14,712件(42.7%)でもっとも多く、続いてネグレクトが12,911件(37.5%)となっている。

【児童相談所における児童虐待相談対応件数】

	総数	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待
平成 17年度	(100%) 34,472	(42.7%) 14,712	(37.5%) 12,911	(3.1%) 1,052	(16.8%) 5,797

(参考)

・市町村における児童家庭相談件数(平成17年度)

【市町村における児童虐待相談対応件数】

	総 数	児童虐待相談	その他相談
平成17年度	242, 026	40, 222	201, 804

* 雇用均等・児童家庭局総務課調べ。

* 市町村が対応した児童虐待相談のうち、その後、児童相談所が対応した事例は、児童相談所の件数にも計上されている。

2. 立入調査等の実施状況について

児童虐待防止法第9条では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員が立入調査をできることとなっている。

今回の調査では、平成17年度中に207件の立入調査が報告されているが、その状況等をまとめたところ以下のとおりであった。

①立入調査(207件)の状況

	件 数
立入調査を執行した	187件(137件)
うち、警察の援助を受けた	121件(90件)
立入調査の執行が困難であった	20件(0件)
合 計	207件(137件)

* ()は、一時保護を行った件数

②立入調査の執行が困難であった理由

	件 数	割 合
保護者の拒否・抵抗	8件	40. 0%
保護者が不在だった	7件	35. 0%
子どもが不在だった	3件	15. 0%
家族で転出・行方不明	2件	10. 0%
合 計	20件	100. 0%

③警察官の援助内容

児童虐待防止法第10条では、都道府県知事や児童相談所長が立入調査や一時保護を行おうとするときは、必要に応じ、警察署長に対し援助を求めることができることとなっており、下記のような援助が実施されている。

- ・不測の事態に備えて、児童相談所職員に同行し、戸外・現場付近で待機する。
- ・住居等において、児童相談所職員と一緒に保護者への説得等を行う。
- ・保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や子どもへの加害行為が現に行われようとする場合などに対応するため、児童相談所職員と一緒に住居に立ち入る。
- ・不測の事態に備えて、警察署で待機する。

○警察の援助を得て立入調査を執行した事例

<事例・1>

母、内縁の夫(内夫)、内夫の母、本児(1歳)の4人家族。児童相談所に母親が来所し、内夫からDVにより家を追い出されたが、本児は家に残してきており、内夫からの身体的虐待が心配と相談があったため、立入調査を実施した。

立入調査先は自宅マンション。児童相談所職員、警察官を抵抗なく部屋に招き入れたが、本児の保護については、母の日頃の育児放棄を訴える。本児との血のつながりがないことから一時保護を提案するが、母親の元へ戻すのであれば心配であると一時保護には抵抗。しかし、同行した警察官が一時保護所への保護を説明することで内夫を説得し、本児の引き渡しに応じる。

<事例・2>

両親、長女(中学生)他の子ども5人、本児(0歳)の8人家族。本児の養育を長女が中心に行っており、家庭としてもネグレクト気味で不登校児が多い状況であった。

当時本児は保育士の定期訪問により、ある程度健康は確認されていたが、過去に乳児が死亡していた経緯があるほか、本児の養育を不登校の長女が中心に行っており、家庭としてもネグレクト気味であったため、不適切な養育であると判断し、安全確認と一時保護を目的に立入調査を実施した。

警察官と中学校の生徒指導担当の教師の同行で、児童相談所職員が児童の自宅を立入調査。警察官は玄関先で待機。声かけは学校の生徒指導担当の教師。ドアが開くと児童相談所職員が立入調査を宣言し入室。対象以外の児童は別室にまとめて待機させ、保護者と面接。一時保護を行う旨を宣言すると、父は極度の興奮状況となり、児童相談所職員に対する怒声が激しくなり、児童相談所職員に対する危害が切迫したことから、警察官が制止。本児を一時保護し、乳児院に措置委託したのち、児童相談所にて父と面接を行った。

○立入調査の執行に困難を伴った事例

<事例・1>

母、内縁の夫、本児(3歳)他の子ども3人の5人家族。母の本児に対する身体的虐待が、医療機関により認められた。一時保護委託から施設入所措置を行った。その後、母と本児の面会時に、無断で家庭引き取りがあったため、安全確認のため立入調査を実施した。

母親とは別の場所において面接できたが、本児の確認を拒否したため同日に立入調査とする。立入調査先は、自宅マンション。マンションのドアには内カギを含めて4つのカギがあり、交代でドア越しに母を説得。母親が児童相談所職員に翌日の面接を承諾したことから、その日は立入調査を終了する(後日、児童相談所が一時保護)。

<事例・2>

母、養父、本児(8歳)の3人家族。兄と姉は、経済的困窮等を理由として児童養護施設に入所中である。

両親は本児を登校させず、また、医療を適切に受けさせていないことから、安全確認及び一時保護のため立入調査を実施した。

立入調査は、市職員、警察官の同行で、児童相談所職員が実施した(警察官と市職員は玄関付近に待機)。訪問時、児童相談所職員の立入調査実施の告知に対して憤慨し、自宅の中に入り玄関を施錠して調査を強く拒絶した。

実母が短時間であれば話に応じるという要求を出して鍵を解錠、児童相談所職員1名が玄関先で話し合いを行ったが、両親は家屋内への立入調査には一切応じず、本児の安否確認及び一時保護を行うことはできなかった(後日、児童相談所が一時保護)。

<事例・3>

母子家庭で、長男(小学生)、本児(次男・6歳)の3人家族。長男は小学校に通っているが、本児は最近4か月以上誰も目にしていない。就学に絡めて多方面からコンタクトを試みたが、一切反応なく、就学時健診も受診せず。児童相談所の訪問・手紙によるコンタクトにも反応なく、生存の確認さえとれないので、安全確認のため立入調査を実施した。

警察官の同行で児童相談所職員が立入調査することとし、在宅している気配を確認、ドアが開くのを待つ。しかしながら、通常外出する時刻を過ぎても出てこないため、チャイムを鳴らして呼びかけたが全く反応がなく、無理な立入調査はしないとの児童相談所の判断から、訪問を行った旨の手紙を入れて立入調査を終了する(その後も働きかけを継続)。

<事例・4>

父、母、姉、本児(5歳)の4人家族。家はゴミ等が散乱している状態。実母は精神疾患の疑いがあり自傷他害の恐れ。医師から「本児らが危険な状態」と連絡があり、警察官が同行し児童相談所職員が立ち入り。声を掛けても応答がないことから、祖母が不動産業者と鍵業者を呼んでチェーンを切断し解錠。本児の安全を確認。母は入院となり、子どもは祖母が引き取った。

3. 児童の安全確認・確保を実効的に行うための方策(地方自治体の意見)

児童の安全確認・確保を実効的に行うための方策について、地方自治体に意見を聞いたところ、以下のような記載があった。

- ・正当な理由がなく安全確認を拒否した場合には、警察との役割分担も含め、強制的な立入調査ができるような法的対応を検討することが必要。
- ・警察との関係を日頃から円滑にし、緊急時にはすぐに援助が得られる体制を整備することが必要。
- ・迅速な立入を確保するため、児童相談所の要請等により警察が立ち入ること(解錠を含む)又は警察署や現場の警察官の判断により警察官が立ち入ることを認めるべき。
- ・児童福祉司の増員を図るとともに、安全確認、安全確保に関する職員のスキルアップが必要。
- ・裁判所の許可を事前に受け、ドアチェーンの切断、鍵の解錠をさせるなど、立入調査について、司法的な関与が必要。

(参 考)

こども未来財団調査では、全国の児童相談所に対し、立入調査における警察官の立入に関する考え方等についてアンケート調査を行っているが、その結果は以下のとおりである。

○立入調査における警察官の立入に関する考え方

	箇所数	割合
現状のままでいい	5	3.4%
憲法第35条の原則を踏まえ、裁判所の令状に基づく立入解錠を認めるべきである	26	17.6%
迅速な立入を確保するため、児童相談所の要請等により、警察官の立入を認めるべきである	75	50.7%
迅速な立入を確保するため、警察署または現場の警察官の判断による警察官の立入を認めるべきである	36	24.3%
その他	3	2.0%
分からない	3	2.0%
合 計	148	100.0%

○一時保護実施に際しての司法審査についての意見

	箇所数	割合
司法審査を経ない一時保護は、児童の権利に関する条約に抵触するので、すべて事前に司法審査をとるべきである	6	4.1%
司法審査を経ると緊急性が損なわれるため、現行制度のままでいい	73	50.3%
事後審査を可能とすることによって、緊急性が担保されれば、司法審査を経るに越したことはない	62	42.8%
その他	4	2.8%
合 計	145	100.0%

4. 保護者に対する指導勧告

児童虐待防止法第11条では、都道府県知事は児童虐待を行った保護者に対して児童福祉司等の指導を受けるよう勧告することができるかとされているが、当該指導勧告を行った例はなかった。その理由として、下記の指摘がなされている。

- ・指導勧告の効果、実効性、必要性があると思えないため
- ・既に児童福祉司等の指導に従っているため

5. 家庭裁判所の都道府県に対する親指導勧告について

児童福祉法第28条では、家庭裁判所は強制入所措置の承認の審判を行う場合において、保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは指導措置を採るべき旨を都道府県に対し勧告することができるかとされている。家庭裁判所の勧告状況及び勧告に基づく指導措置の効果等は以下のとおりである。

①家庭裁判所の都道府県知事に対する指導勧告(更新の場合を含む。)

指導勧告があった	25件(うち、更新の場合 13件)
----------	-------------------

②勧告に基づく指導措置の効果(更新の場合を含む。)

	件数
改善が見られた	9件(うち、更新の場合 5件)
変化なし	13件(うち、更新の場合 5件)
不明・その他	3件(うち、更新の場合 3件)

③児童福祉法第28条第1項(新規)申立ての承認時における家庭裁判所からの指導措置勧告の事例(勧告内容と勧告に基づく指導措置の効果)

<事例・1>

○実母及び虐待者(内縁の夫(内夫))に対し、子どもの養育に対する考え方、障害を持つ子どもの理解と障害特性に適した養育方法を学習させること。

⇒指導勧告が出されたことにより、実母及び内夫も、養育方法を学ぶためのプログラム受講を希望している。

<事例・2>

○親権者(母)に薬物依存及び自死の危険性があることを認識し、親権者(母)が生活面の自立を図っていくために、カウンセリング等精神的なケアに配慮しつつ、住居の確保、就労支援等最大限の支援をすること。

⇒指導勧告が出されたことにより、再統合に向けての話し合いができるようになった。

<事例・3>

○児童相談所が父と母に対し、本人の速やかな受け入れのための環境の調整を行うように指導措置を採ること。

⇒虐待を完全否定し、依然と変わらない環境の内容で家庭引き取りを主張しており、児童相談所とは平行線のままの状況となっている。

<事例・4>

○児童本人が義務教育中であること、実父が児童本人の監護全般を完全に放棄したと断定できないことなどから、入所期間2年を超えない間に、保護者である実父に対し、環境調整のための指導措置を採ること。

⇒児童福祉法第28条申立て以前から、保護者は児童相談所との関わりを断っている。その後、児童本人の状況を定期的に文書で報告し、連絡等も併せて要請しているが、保護者からは一切連絡はない。

④児童福祉法第28条第2項(更新)申立ての承認時における家庭裁判所からの指導措置勧告の事例(勧告内容と勧告に基づく指導措置の効果)

<事例・1>

○児童相談所は、保護者に対して以下の①～④の事項を遵守するように継続して指導措置をとり、保護者において一方的に児童相談所及び関係機関との関係を断とうとする言動が見られる場合には、厳正に対処すること。

- ①児童相談所で実施される親子再統合プログラムのために概ね月1回の割合で児童相談所に来所すること、
- ②当該プログラムに則って児童本人の一時帰省を受入れること、
- ③児童本人の希望を十分尊重して児童本人の進路を決めること、
- ④児童相談所をはじめとする関係機関と良好な関係を維持するために児童相談所が行なう指導を受入れること。

⇒勧告に基づく指導措置がほぼ守られ、児童相談所、児童福祉施設との関係も良好である。

<事例・2>

○保護者に対して、①児童本人に対する虐待の事実を認めるように指導すること、②親子の再統合に向けた具体的取組を行うため、児童相談所との面談に応じるよう指導すること、③児童本人の意思を尊重し、親族との面会等をさせることを指導すること。

⇒保護者に勧告内容を伝え指導するも、全く勧告に基づく指導措置を受け入れず、現状、改善の兆しは認められない。

<事例・3>

- 児童相談所は、保護者と積極的に接触を持ち、十分な時間をかけ、段階的に親子の交流を図り、児童が安心して家庭に戻ることができるよう、保護者に対する指導及び援助を行うこと。
- ⇒実母に対し指導を行うため面談の要請を行っているが、実母の態度は全く変化がなく、依然として児童相談所との面談を拒否している。

<事例・4>

- 再度の措置期限に向けて、児童相談所においては、父との円滑な交渉を確立し、親子の再統合に向けて、なお一層努力すべきであること。
- ⇒居所不明で、全く連絡がとれない状況である。

⑤強制施設入所等措置の更新対象事例において、強制施設入所等措置から保護者の同意施設入所等措置へ切り替えられた事例

平成16年の児童福祉法の改正により、同法第28条に基づく強制入所措置について2年ごとの更新制が導入され、2年を超えて強制入所等の措置を継続する場合には家庭裁判所の承認が必要となったが、保護者の同意により、同意施設入所等措置となったために更新を要しなかった事例は下記のようなケースが見られる。

<事例・1>

- ・母子世帯で、精神障害のある母親による登校禁止を含む虐待(ネグレクト)が行われた事例
- ⇒児童の施設入所後に母が医療保護入院となり、児童相談所職員とスムーズなコミュニケーションがとれるようになり、児童が高校を卒業するまでの期間について施設入所を継続することに同意した。

<事例・2>

- ・保護者(母)による虐待(ネグレクト)で、審判確定後も保護者(母)は行方不明の状態であったが、更新申立て後、母の住所が判明し面接する中で施設入所についての承諾が得られた事例。
- ⇒保護者(母)との面会の中で、保護者(母)からの施設入所への承諾が得られた。

<事例・3>

- ・養父による身体的虐待により児童を一時保護したが、養父は虐待と認めず、しつくと主張するとともに、宗教的理由を主張し話し合いに応じなかったため、児童福祉法第28条により児童福祉施設に入所した事例。
- ⇒家庭裁判所の調査官との面接で養父・実母が同意をしても良いと述べ、かつ、児童相談所が提示した児童への通信や面会等の制限、児童相談所の指導に従う必要性についても了解したため、家庭裁判所から児童相談所に対して事実上取り下げが促され、児童相談所は直接、養父・実母に確認した上でこれに従った。

<事例・4>

- ・母からの「代理によるミュンヒハウゼン症候群」による虐待により、法第28条第1項の承認を受けていたが、児童相談所と母は全く交流がなかった事例
⇒児童相談所からの通信等がわずらわしいとの理由から母が施設入所に同意したが、その後も依然として児童相談所との関係は悪く、児童相談所から一方的に通知等を送付する関係である。

*「代理によるミュンヒハウゼン症候群」・・・近親者を病気に仕立て上げ周囲の関心を引き寄せようとする症例

⑥強制施設入所等措置の更新事務に関する課題(地方自治体の意見)

更新事務について地方自治体に意見を聞いたところ、以下のような記載があった。

- ・施設入所中は虐待がなくなるため、保護者が児童相談所の指導に従った場合、非常に危険なケースでも虐待する恐れが証明ができず、更新の申請が難しい。
- ・現状では、保護者への指導に関して児童相談所には強制権がなく、実効的な指導ができない場合もあるため、2年という期間については事例ごとに対応を考える必要があるのではないか。
- ・児童福祉法第28条の申立てをする事例は親に変化を求めることが困難なことが多いので、児童相談所としては子どもの自立まで措置入所で対応することを目指したい。更新事務は児童相談所にとっては大きな負担となっている。
- ・更新時に家庭裁判所から児童相談所に対して保護者指導を行うよう勧告が出されている事例があるが、児童相談所が2年間保護者指導を続けてきても指導にのれない保護者に対して、児童相談所に対して更に保護者指導を行うよう勧告を出されても、実効性を伴う指導は困難である。よって、児童相談所と併せて保護者に対しても児童相談所の指導に従うよう勧告すべきと考える。しかし、法的拘束力を持たない勧告では、保護者が指導に従うことは難しいと思われるため、罰則等を取り入れた実効性の高い方法を取り入れるべきと考える。

6. 親権喪失・未成年後見について

児童福祉法第33条の6においては、児童相談所長は親権喪失の宣告の請求ができることとされている。親権喪失請求の件数、具体的な事例及び親権喪失等の制度のあり方についての地方自治体の意見は次のとおりである。

①親権喪失宣告請求の件数

請求	2件(3人)	承認	1件(1人)	係属中	1件(2人)
----	--------	----	--------	-----	--------

②具体的な事例

<事例・1>

養父による女兒への性的虐待。養父は強姦罪にて実刑。実母は養父を擁護する発言をしていたため、親権者として不適切である旨を訴えた事例。

請求結果としては、実母は、実子が養父と性交渉をもった事実を知っても、養父を擁護する発言を続けたことや、これまでの経過において実子を何度も施設に入所させていることから、親権者として不適切と判断された。また、養父との養子縁組についても解消した。

なお、事案の承認後も児童相談所との関係に変化はないが、養父が刑務所に入所してから実母には実子を心配する気持ちがあらわれてきている。

<事例・2>

父、母、長男(中学生)、長女(中学生)、次男(小学生)の5人家族。長女は母からの身体的虐待により児童福祉法第28条による保護となり、現在児童養護施設に入所中。長男及び次男については、学校・近隣の訴えにより、母の暴力・トイレの中での寝食等日常生活の強要が発覚。さらに母親は子どもの登校を禁止するとともに、父親はこうした母の行為を放任していることから、長男及び次男についての親権喪失宣告を請求(現在、係属中)。

③親権喪失等の制度のあり方についての地方自治体の意見

- ・親権の一時停止や一部制限、有期限化の制度を導入すべき。
- ・申立てから審判に至るまでに時間がかかるため、手続きの短期化、簡素化を図るべき。
- ・緊急時は、児童相談所長等の権限で親権停止等の対応ができる制度の導入が必要。

また、児童福祉法第33条の7においては、児童相談所長は親権を行う者等がない児童等について、必要があるときは家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないこととされている。児童相談所長が選任の請求を行い、その結果、児童相談所長又は児童福祉施設の施設長が後見人となった件数等は以下のとおりである。

④未成年後見人の選任請求を行い、児童相談所長又は施設長が未成年後見人になった件数

	件数(人)
児童相談所長	3件(8人)
児童福祉施設の施設長	0件(0人)

⑤児童の法定代理人確保に関する問題点(地方自治体の意見)

- ・法定代理人の人材確保が困難。
- ・児童相談所長が機関の長として、職名で後見人となれる制度に見直すことが必要。
- ・児童相談所長が個人で後見人となっており、負担が大きい。また、戸籍に児童相談所長名が記載されることが問題。
- ・弁護士費用等の費用負担の確保が必要。

7. 面会・通信の制限について

児童虐待防止法第12条の2において、保護者の同意により施設入所の措置が採られている児童について、児童の保護の観点から保護者からの面会又は通信を制限する必要がある場合、同意施設入所等措置から職権一時保護、そして強制施設入所等措置に切り替えることができるとされている。

○面会・通信の制限を行った事例

<事例・1>

○児童養護施設に同意入所していた児童について、高校生になったことをきっかけに父母から強引な引取り要求がある。児童は父母を恐れ、外泊、面会を拒否。父母を説得するも同意しないため職権による一時保護開始。併せて、児童福祉法第28条による申立てをし、同時に面会・通信制限等の保全処分も申立てをした。まもなく保全処分決定。父母からの施設、児童への連絡はなくなる。その後児童福祉法第28条審判確定。父母は審判を納得せず、児童への接近の危険性があったため、面会、通信の制限決定を通知。

<事例・2>(こども未来財団調査)

○実母による身体的虐待により在宅指導を行ってきたが、次第に虐待がエスカレートしたため、一時保護を経て実母の同意により児童養護施設に入所措置した。しかし、母親は引き取りを強く要求するようになったため、面会、通信制限が可能な職権一時保護に切り替えた。その後、母は引き取り要求を撤回し、同意入所に切り替えた。

同意施設入所等措置から職権一時保護、そして強制施設入所等措置に切り替えたことに伴う保護者の対応等の変化や保護者と児童相談所との関わり等について、地方自治体に意見を聞いたところ以下のとおりであった。

- ・審判結果が出て、親族が虐待の事実を知ることになってから、虐待者の態度に変化が見られ、児童相談所の方針に従うようになった。
- ・強引な引き取り要求時に、職権一時保護に切り替えた直後、児童相談所職員を暴力的に妨害しようとしたため、公務執行妨害で逮捕される。それ以後、直接的な攻撃、実力行使はなくなった。

- ・面会・通信の制限により、子どもの安全を確保して保護者の指導をするので、保護者側に児童相談所との関係を考えようというきっかけとなり、親との関係も改善の方向に動いた。
- ・児童相談所からの連絡に一切応じない。情報開示請求が出され、請求に応じた。その後、「虐待の事実はない」「施設入所には同意できない」などの訴えがあった。現在では、月に1度の割合で養父との面接を行うが平行線のまま推移している。
- ・同意入所ケースについて、強制引取り防止のために児童福祉法第28条の申立てを行うには、事務作業が大変である。

(参考)

こども未来財団調査では、全国の児童相談所に対し面会・通信の制限について調査を行っているが、その結果は以下のとおりである。

①児童虐待防止法第12条の2に基づき、保護者からの児童の引き渡し又は面会・通信要求の制限のために一時保護等を行った事例

○事例の報告件数

36件(調査期間:平成17年4月1日から平成17年11月30日)

○面会又は通信の制限を行った理由(複数回答)

項目	件数	割合
強制引取りの可能性がある	34件	94.4%
子どもが保護者を恐れている	3件	8.3%
子どもが接触を拒否	3件	8.3%
保護者が児童相談所の指導に従わない	6件	16.7%
子どもが心理的に不安定	3件	8.3%
子どもへの暴力・暴言・威圧	1件	2.8%
保護者の状態が不安定(精神的、心理的)	7件	19.4%
保護者の子どもへの操作	29件	80.6%

また、平成17年の家事審判規則の改正により、児童福祉法第28条申立てを本案とする保全処分が制度化されたが、本調査によると、当該保全処分申立てを行った件数は13件であり、そのうち詳細について報告のあった10件のうち、面会・通信の制限を行った理由は以下のとおりだった。

②児童福祉法第28条申立てを本案とする保全処分(面会又は通信制限)の申立てを行った事例

○事例の報告件数

10件(調査期間:平成17年4月1日から平成17年11月30日)

○面会又は通信の制限を行った理由(複数回答)

項 目	件数	割合
強制引取りの可能性がある	6件	60.0%
子どもが保護者を恐れている	3件	30.0%
子どもが接触を拒否	1件	10.0%
保護者が児童相談所の指導に従わない	4件	40.0%
子どもが心理的に不安定	1件	10.0%
子どもへの暴力・暴言・威圧	2件	20.0%
保護者の状態が不安定(精神的、心理的)	2件	20.0%
保護者の子どもへの操作	4件	40.0%

8. 親権者が医学的治療に同意しない事例について

親権者が児童の医学的治療に同意しない事例に関し、過去5年程度の間把握した事例について報告を求めたところ以下のとおりであった。

①報告のあった主な事例

- ・子どもに予防接種等を一切受けさせず、発熱しても医者に通わせることなくそのまま寝かせておく状態であった事例。
- ・ぜんそくの発作があり救急車で病院に搬送され入院を勧められるも、経済的なことを理由に拒否した事例
- ・子どもが手術を受ける必要があったが、両親が宗教上の理由から手術には同意したが輸血に関しては拒否した事例
- ・重篤な心臓疾患があり、治療しないと生命の危険があると判断されたが、保護者が必要な医療を受けさせることを拒否した事例
- ・障害児施設に入所中の児童について、手術が必要となったが保護者から同意を得られず、児童の生命に危険があると判断された事例

②親権喪失宣告の請求をし、保全処分の申立てをした事例

4件(うち、取下げ1件)

<事例・1>

実父母、本児(6歳)の3人家族。重篤な心臓疾患があり、手術をしないと生命に危険が及ぶと判断されたが、実母が西洋医学を信頼せず子どもの身体に傷をつけたくないという理由から手術を拒否。医療機関に一時保護委託をしながら、親権喪失宣告の請求及び保全処分の申立てをし、保全処分が認められたため手術を行い成功する。現在は児童養護施設に入所中で親権喪失宣告の請求は係争中。

<事例・2>

出生した医療機関において、生まれつき脳に病気があるために速やかに手術を行わないと生命に関わると判断されたが、宗教上の理由から保護者が拒否。放置すれば死亡すると判断され、医療機関から児童相談所に通告された。児童相談所が一時保護し、当該医療機関に入院したままで親権喪失宣告の請求をするとともに、親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分の申立てをした。6日後、家庭裁判所より保全処分が認められ、医師が職務代行者として選任され、手術を行うことができた。手術後、実父母が本児を養育し、医療を受けさせるという確認の下で請求及び申立てを取り下げ、家庭に引き取り。

<事例・3>

虐待の通告があったケースで、保護者は児童相談所の指導に拒否的であった。本児は、重度の障害があり障害児施設に入所。手術が必要となったが、保護者から同意が得られなかった。手術をしないと児童の生命に危険があると判断され、親権喪失宣告の請求及び保全処分の申立てをしたが、その後、保護者が手術に同意したため申立てを取り下げ、手術を実施した。

<事例・4>

父母、本児(0歳)他の子ども2人の4人家族。心臓疾患で心臓手術が必要であると主治医から説明を受けたが、保護者が子どもの治療に関する親の権利を主張して手術を拒否。そのため、親権喪失宣告の請求及び保全処分の申立てを行い、手術を実施。退院後に定期的に外来通院をさせることやその後の手術等の措置に同意をすることを父母が表明したことから、請求及び申立てを取り下げ。現在、家庭において養育中。